

道路交通法が改正され高齢者講習等が変わります

免許証の有効期間の満了日が平成29年9月12日以降の方から

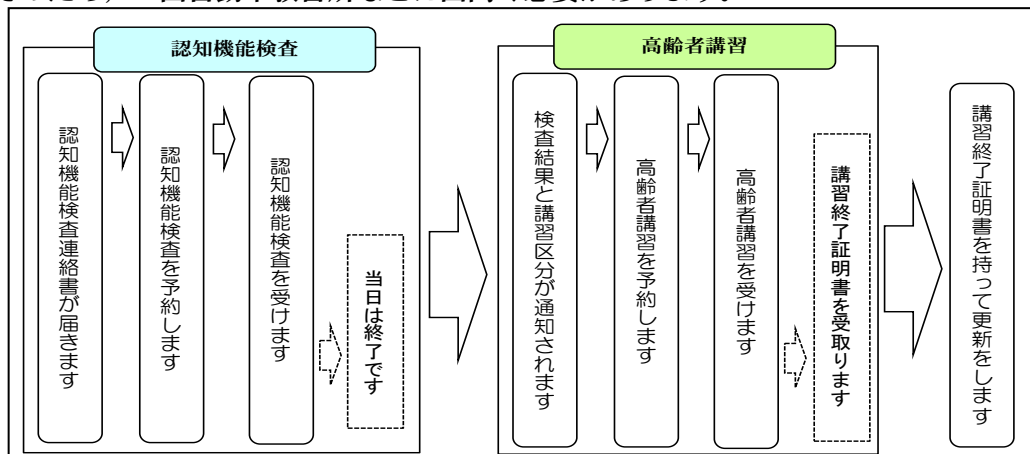
70歳以上の方が免許更新時に受ける高齢者講習の時間が変わります。

- 70歳から74歳までの方・・・2時間
- 75歳以上の方・・・高齢者講習の前に受ける認知機能検査の判定で決まります。

認知機能検査の判定	講習時間
記憶力・判断力に心配ありません	2時間
記憶力・判断力が少し低下しています	3時間
記憶力・判断力が低下しています	

75歳以上の方の認知機能検査と高齢者講習は別の日に行います。

- 認知機能検査の判定で講習が決まるため、認知機能検査と高齢者講習は別の日に行います。そのため、2回自動車教習所などに出向く必要があります。



平成29年3月12日から

認知機能検査で「記憶力・判断力が低くなっています」と判定されたときは、医師の診断等を受けなければなりません。

- 認知機能検査で「記憶力・判断力が低くなっています」と判定されたときは、認知症専門医の診断を受けるか医師の診断書を提出するよう通知されます。
- 高齢者講習を受けて免許の更新はできますが、専門医の診断等により認知症と判断されたときは、免許の取消し等の対象となります。
- 専門医の診断を受けないときや診断書を提出しないときは、免許の取消等の対象となります。

75歳以上の運転者が一定の違反をしたときは、臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けなければなりません。

- 75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい信号無視などの違反をしたときは、臨時認知機能検査を受けなければなりません。
- 臨時認知機能検査の判定が、直前に受けた認知機能検査の判定より低下しているときは、臨時高齢者講習を受けなければなりません。
- 臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けないときは、免許の取消等の対象となります。

お問い合わせ先

広島県警察本部交通部運転免許課（講習第二係）

電話（082）228-0110 内線 703-314・316

広島県警察